再編整備後の九条東小学校校地活用検討会議開催要綱

（目的）

第１条　西区長（以下「区長」という。）は、学校配置の適正化による再編整備後の九条東小学校校地の在り方を考え、今後の活用方策に関する事項について意見を聴取する場として、再編整備後の九条東小学校校地活用検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第２条　会議において意見聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)　再編整備後の九条東小学校校地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関すること

(2)　再編整備後の九条東小学校校地の活用方策に関すること

(3)　その他必要な事項に関すること

（会議のメンバー）

第３条　会議のメンバーは、次に掲げる者のうちから、地域の実情に応じて選定し、区長が委嘱する。

(1)　九条東地域活動協議会が推薦する者

(2)　学識経験等を有する者

(3)　その他区長が適当と認める者

２　メンバーの任期は、委嘱の日から令和11年３月31日までとする。

３　メンバーが欠けたことにより新たに委嘱されたメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

４　会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

（メンバーの報償金等）

第４条　第３条第１項第２号の規定により選定し、委嘱したメンバーについては、報償金その他業務の対価及び交通費相当を支払う。

２　前項の支払いにあたっては、本市「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき支払う。

（メンバーの解嘱）

第５条　区長は、前条の規定により委嘱されたメンバーが、次のいずれかに該当することとなったときは、メンバーを解嘱することができるものとする。

(1)　心身の故障のためメンバーからの意見聴取ができないと区長が認めるとき

(2)　メンバーが会議の場において又はメンバーの名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき

ア　公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為

イ　署名運動

ウ　寄付金その他の金品の募集又は配布

エ　会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用

オ　政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布

(3)　前２号に掲げるもののほか、メンバーがその適格性を欠くと区長が認めるとき

（会議の招集）

第６条　会議は、区長が招集する。

（会議の公開）

第７条　会議は、公開で行う。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）第７条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときは、公開しないことができる。

（会議内容の公表）

第８条　区長は、会議の開催の都度、会議録を作成し、ホームページ等に公表しなければならない。

２　前項の会議録には、次に掲げる事項を記載し、会議において配布された資料を添付するものとする。ただし、前条の規定により会議が公開されなかったものについては、記載又は添付をしないものとする。

(1)　開催の日時及び場所

(2)　出席した者の氏名

(3)　メンバーに意見聴取した内容

(4)　その他必要な事項

（開催期間）

第９条　会議は、令和11年３月31日までとする。

（庶務）

第10条　会議の庶務は、西区役所総務課（教育担当）において行う。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附　則

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。